

寒川町告示第96号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年8月28日

寒川町長 木村俊雄

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 茅ヶ崎都市計画道路 3・3・3号宮山線
- (2) 茅ヶ崎都市計画道路 3・3・4号倉見大神線

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 茅ヶ崎都市計画道路 3・3・3号宮山線
  - 追加する部分 なし
  - 削除する部分 なし
  - 変更する部分 寒川町宮山地内
  
- (2) 茅ヶ崎都市計画道路 3・3・4号倉見大神線
  - 追加する部分 寒川町倉見地内
  - 削除する部分 なし
  - 変更する部分 なし

3 都市計画の案の縦覧場所

高座郡寒川町宮山165番地  
寒川町都市建設部都市計画課